

上越市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第34号

上越市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

上越市下水道条例施行規則（昭和63年上越市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31条）第34条の2及び第35条の規定に基づき、市長が管理している下水路（別に定めるものに限る。）及び都市下水路（以下「都市下水路等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条の2から第1条の8までを削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（準用）

第2条 都市下水路等に係る行為の許可申請等、占用の許可申請等、電線等を設ける場合の占用許可の基準、占用者の住所変更等の届出について、上越市下水道条例施行規程（令和7年上越市ガス水道事業管理規程第5号）第31条から第34条までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、市長が別に定める。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第4条から第27条までの規定及び第1号様式から第30号様式までの様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。